

令和8年度 観光地等交通対策（東山地域）に係る警備等業務 プロポーザル受託候補者選定基準

本受託候補者選定基準は、提出された提案内容等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定するための基準を示すものである。

1 選定者

都市計画局歩くまち京都推進室長1名、同室戦略推進担当部長1名、同室企画課長1名、同室交通施設計画課長1名、計4人の審査員により審査を行う。

2 選定方法

別表に掲げる評価項目について採点し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。応募者が1者であった場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定する。

3 評価項目及び配点

別表に基づき採点を行う。

4 評価方法

（1）評価点の考え方

審査員は、別表の各項目について、次のとおり判断する。

ア 審査項目①については、以下の2段階で評価する。

判定	評価点
京都市内に本社又は支社、事業所を有している。	5点
京都市内に本社又は支社、事業所を有していない。	1点

イ 審査項目②～④については、以下の5段階で評価する。

判定	評価	評価点
A	極めて良好	5点
B	良好	4点
C	普通	3点
D	やや不十分	2点
E	不十分	1点

ウ 審査項目⑤については、以下のとおり評価する。
(最低提示価格÷提案業者の提示価格) × 5 点

(2) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重点を設定する。

(3) 項目評価点の計算

項目評価点は次の式により計算する。

項目評価点＝評価点×項目加重点

5 失格の条件

以下に掲げる場合は、無条件で失格とする。

- (1) 企画書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 見積金額が予定価格の上限を超えている場合
- (3) 企画書等に必要な項目が記載されていない場合

＜評価項目及び配点＞

審査項目	評価内容	評価点	加重点	配点
① 資格	・京都市内に本社又は支社、事業所を有しているか。	5	1	5
②業務実績等	・大規模イベント等での警備実績があり、交通規制、交通誘導、雑踏警備の専門的知識など警備計画策定に当たってのノウハウの蓄積があるか。	5	2	30
	・突発的な事柄、緊急事態も含め、警備計画策定のための資料作成及び関係機関との調整業務などに対応できる、業務遂行能力があるか。	5	2	
	・東山地域の地理、交通事情等の知識を有し、警備計画へ反映できる能力を有しているか。	5	2	
③業務実施体制	・仕様書に沿う、提案内容を確実に実施できる適切な実施体制が提案されているか。	5	2	20
	・企画内容、事業内容を実現するための警備員への研修体制が確保されているか。	5	2	
④基本的な考え方及び目的適合性	・本市の方針に沿った、明確かつ現実的な方針が示されているか。	5	3	40
	・観光地交通対策の警備上の問題点を把握し、解決につながるような企画内容になっているか。	5	3	
	・歩行者の安全確保や交通渋滞緩和のため、雑踏警備や交通誘導について、効果的な提案があるか。	5	2	
⑤見積額	・（最低提示価格÷提案業者の提示価格）×5 点	5		5
合計				100